

## 熊本県沿岸漁業改善資金事務処理要領

### 第1 趣 旨

この要領は、県が行う資金の貸付けの事務処理に関し、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和54年水研第613号農林水産事務次官依命通知）、沿岸漁業改善資金制度の運営について（平成17年水推第1032号水産庁長官通知）及び熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和63年熊本県告示第985号。以下「貸付要項」という。）によるほか必要な事項を定めるものとする。

### 第2 保証人等

貸付けを受けようとする者等が、貸付けの申請に際して立てる連帯保証人に関する事項については、次表に掲げるとおりとする

借受主体	申請者	連帯保証人	保証額	連帯保証人選定基準
個人	本人	2人以上、双務保証は不可（沿岸漁業経営の承継（予定）者が借受主体となる漁業経営開始資金にあつては、3人以上とし、このうち1人は必ず経営主とすること。）	全 額	連帯保証人の選定にあたっては十分保証能力のある者を選定すること。
法人 (会社組織)	代表権者	2人以上（うち1人以上は外部の者であること。）	全 額	連帯保証人の選定にあたっては十分保証能力のある者を選定すること。
法定団体 (漁 協)	代表権者	役員全員	全 額	
任意団体	代 表 者	構成員中の受益者全員（その者が特定されない場合は団体の役員全員）	全 額	

借受主体が個人の場合は、貸付決定後、借受者と連帯保証人との間で公正証書を作成し、貸付決定の日から14日以内に借用証書と併せて提出すること。

### 第3 貸付資格の認定及び貸付けの申請等

- 貸付要項第6条の規定に基づく認定申請書（事業計画書、貸付申請書を含む。以下同じ。）を知事に提出する場合で、申請者等が個人の場合にはその者が属する漁業協同組合の長の意見書（別記第1号様式）を、申請者等が個人以外のものである場合には、その者が属する漁業協同組合の長の意見書、資産を明らかにする証明書及び団体

の規約等を添付しなければならない。

- 2 広域本部長は、貸付要項別表第4に定める提出期限の日までに受け付けた認定申請書を取りまとめのうえ、5日以内にそれぞれの区域に設置された沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「運営協議会」という。）の長へ送付するものとする。
- 3 運営協議会の長は、広域本部長から認定申請書の送付を受けたときは、直ちに運営協議会を開催し、その結果を取りまとめのうえ、認定申請書に運営協議会の意見書（別記第2号様式）を添えて広域本部長に送付するものとする。
- 4 広域本部長は、3の意見書を参考として認定申請書の内容を審査のうえ、当該認定申請書及び運営協議会の意見書に貸付資格認定及び審査一覧表（別記第3号様式）及び沿岸漁業改善資金申請取りまとめ表（別記第4号様式）を添付して、貸付要項別表第4に定める提出期限の日から15日以内に知事へ進達するものとする。

#### 第4 認定及び貸付けの決定

知事は、貸付要項第7条3により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（以下「貸付決定通知書」という。）と併せて申請者に交付するとともに、その旨を事務再委託機関、事務委託機関及び広域本部長に通知するものとし、認定を行わないと決定したときは、その旨を当該申請者、事務再委託機関及び広域本部長に通知する。また、貸付を行わないと決定したときも同様に通知する。

#### 第5 借受けの辞退及び事業期間の延長

- 1 貸付決定通知書の交付を受けた申請者が借受けを辞退しようとする場合には、直ちに沿岸漁業改善資金借受辞退届（別記第5号様式）にその者が属する漁業協同組合の長の証明を付して知事に提出しなければならない。
- 2 借受者は、借受けに係る事業の延期をしようとするときは、沿岸漁業改善資金事業延期願（別記第6号様式）に広域本部長の意見を付し知事に提出しなければならない。
- 3 1及び2の書類の提出については、事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。ただし、貸付要項第6条第3項の規定による場合にあつては、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、2の書類を受理した場合には、速やかに事業期間の延長の可否を決定し沿岸漁業改善資金事業延期承認通知書（別記第7号様式）を借受者に通知するとともに、その写しを関係事務再委託機関及び広域本部長に通知するものとする。

#### 第6 貸付決定の取り消し

- 1 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、沿岸漁業改善資金の貸付決定を取り消すことができる。
  - (1) 貸付要項第8条の期限内に借用証書を提出しないとき。

- (2) 貸付要項第11条第1項の期限内に事業を完了しないとき。
  - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付決定を受けるとき。
- 2 1により貸付決定を取り消したとき及び第5の1により借受者が借受けを辞退したときには、沿岸漁業改善資金貸付決定取消通知書（別記第8号様式）を借受者に交付するとともに、その写しを関係事務再委託機関、事務委託機関及び広域本部長に送付するものとする。

## 第7 資金の交付等

- 1 借受者及び委託事務処理機関（事務委託機関及び事務再委託機関を総称していう。以下同じ。）は、資金の交付及び償還金を処理するため沿岸漁業改善資金に係る口座を開設するものとする。
- 2 知事は、借用証書を提出した申請者に対し、貸付日（送金手続上即日送金ができない場合には、その翌日）に委託事務処理機関を経由して口座振替により貸付金を交付するものとする。
- 3 事務再委託機関は、借受者が事業費の支払いをする場合には、請求書（事業費明細添付）を提示させ、用途の確認を行うとともに支払後の領収書を徴して償還期間中保管しておくものとする。
- 4 事務再委託機関は、経営開始資金の借受者について、当該経営に係る収入及び支出を当該貯金口座を継続して活用させるものとする。
- 5 知事は、資金の交付が終わったときは、速やかに沿岸漁業改善資金貸付台帳（別記第10号様式）を作成するものとする。

## 第8 事業実施報告

貸付要項第11条第2項の規定による沿岸漁業改善資金借受事業実施報告書の提出を受けた広域本部長は、沿岸漁業改善資金借受者調査書（別記第9号様式）を作成し、当該報告書に添付するものとする。

## 第9 連帯保証人の追加等

- 1 借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める書類を事務再委託機関を経由し、広域本部長を通じて知事に提出しなければならない。ただし、貸付要項第6条第3項に規定する場合にあっては、広域本部長を通じて知事に提出するものとする。
  - (1) 知事が、連帯保証人の追加を必要と認めて請求したとき。連帯保証人追加届（別記第11号様式）
  - (2) 連帯保証人が死亡したこと等により保証人の変更を要するとき、又は借受者が当該借受けに係る連帯保証人の変更を必要と認めるとき。連帯保証人変更届（別記第12号様式）
- 2 知事は、1の(2)の連帯保証人変更届を受理した場合には、審査のうえ適当と認めるときは、これを受諾するものとする。

## 第10 償還金の収納等

- 1 知事は、貸付金に係る約定（定期）償還、繰上償還及び期限前償還（借用証書特約条項第1条関係）の収納については、借受者に対し委託事務処理機関を經由して、納入通知書等（別記第13号様式）を送付するものとする。
- 2 納入通知書等の送付を受けた委託事務処理機関は、遅滞なくこれを借受者に交付し、借受者は、知事が定めた償還期日までに事務再委託機関へ納入通知書等により償還金を納入しなければならない。ただし、事務委託機関から直接貸付金の交付を受けた場合にあっては、事務委託機関に償還金を納付するものとする。
- 3 事務再委託機関は、納付された償還金を口座振替により事務委託機関へ送金するものとし、その送金を受けた事務委託機関は償還金を払込書等（別記第14号様式）で指定金融機関に納付するものとする。

### 第11 支払猶予

貸付要項第11条の規定に基づき、償還金の支払猶予を申請しようとする者は、支払猶予申請書に次表に掲げる証明書を添付しなければならない。

証 明 書 の 内 容	知事が指定する者
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の死亡	市町村長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の災害（天災及び人災）り災	市町村長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の疾病又は負傷	医 師
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の火災	消防署長
借受者（借受者が団体の場合は、その構成員）又はその者と住所及び生計を一にする親族の盗難	警察署長

### 第12 申請書等の提出部数

貸付要項及びこの要領に定める申請書等の提出部数については、正1部、副2部とする。この場合において、正1部については関係機関を經由のうえ知事に提出するものとし、副2部については、それぞれの経由機関が控えとして保管するものとする。ただし、貸付要項第6条第3項に規定する場合にあっては、正副各1部とする。

### 第13 委託事務の監督等

- 1 委託事務処理機関は、沿岸漁業改善資金貸付台帳（別記第15号様式）を備え付けなければならない。
- 2 知事は、委託事務処理機関が備え付ける沿岸漁業改善資金貸付台帳等事務の委託に係る書類の確認を行うものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、借受者及び委託事務処理機関に対して、対象事業に関する報告書を求め並びに事業運営の状況若しくは関係書類を調査し、必要な指示をするものとする。

附 則

この要領は昭和54年12月5日から施行する。

附 則

この要領は平成8年5月12日から施行する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年5月31日から施行する。

附 則

この要領は平成13年5月17日から施行する。

附 則

この要領は平成21年3月30日から施行する。

附 則

この要領は平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和2年（2020年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月12日から施行する。

沿岸漁業改善資金貸付けに対する意見書

申請者の住所  
氏名

上記の者の申請に係る沿岸漁業改善資金の貸付けについては、下記のとおり判断します。

年 月 日

漁業協同組合  
代表理事組合長

記

貸付けに対する判断資料

1 申請漁家の概要

専・兼の別	漁業従事人数	将来の志向分類	漁業経営に対する意欲	漁協との取引関係
専業・第1種兼業	人	専業・第1種兼業	a・b・c・d	a・b・c・d

2 申請漁家の経営及び信用状況

経営内容	漁協の債権保全上から見た信用状態	その他
a・b・c・d	a・b・c・d	

3 総合判断

貸付けを次のように判断する	その他の所見
適・不相当	

注：(a・・・良) (b・・・普通) (c・・・やや悪い) (d・・・悪い) 該当するものを○で囲む。

沿岸漁業改善資金貸付けに対する意見書

申請者の住所

氏名

年齢 歳

上記の者に係る沿岸漁業改善資金（漁業経営開始資金）の貸付けについては、下記のとおり判断します。

年 月 日

漁業協同組合

代表理事組合長

記

貸付けに対する判断資料

1 申請人の概要

専・兼の別	将来の志向分類	漁業経営の意欲	経験年数	その他
専業 第1種兼業 第2種兼業 その他	専業 第1種兼業	十分ある 普通 やや不足 不十分	年 月	

2 申請人の沿岸漁業経営に関する所見

(1) 地域の中核的沿岸漁業者としての資質及び能力

(2) 沿岸漁業経営者としての基本的な知識及び経験

3 申請人が正組合員でない場合の組合の対応方針

4 総合判断

貸付けを次のように判断する	その他の所見
適当 不適当	

別記第2号様式（第3関係）

平成 年 月 日

広域本部長 様

地区沿岸漁業改善資金運営協議会

会長

印

下記の者からの沿岸漁業改善資金に係る申請について、次のとおり意見を申し述べる。

資金の種類	貸付申請者の氏名	貸付けの適否に関する意見等	その理由

注：必要に応じ貸付けの決定に参考となるべき資料を添付する。







別記第5号様式 (第5関係)

沿岸漁業改善資金借受辞退届

年 月 日

熊本県知事 様

借受者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

年 月 日付け 年度第 号で貸付決定のあった沿岸漁業改善資金については、下記の理由により借受を辞退します。

記

資金の種類	貸付金額	借受辞退の理由
	千円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長

別記第6号様式 (第5関係)

※ 受 付	事務再委託機関	年 月 日
	広域本部	年 月 日
	本 庁	年 月 日

沿岸漁業改善資金事業延期願

私は、下記の理由により沿岸漁業改善資金対象事業を所定の期限内に完了できませんので、事業の期間の延長を御承認くださるようお願いします。

記

資金の種類	貸付決定 番 号	資金の交付日	貸付額 (千円)	事業完了予定年月日 (着手予定年月日)		遅延の理由
				前	後	
	年度 第 号	年 月 日				

年 月 日

借受者 住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

熊本県知事 様

(広域本部長の意見)

年 月 日

広域本部長

別記第7号様式(第5関係)

沿岸漁業改善資金事業延期承認通知書

団支第 号  
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで提出のあった沿岸漁業改善資金事業延期願については、下記のとおり期間の延長を承認したので通知する。

記

1 事業完了の日 年 月 日

別記第8号様式 (第6関係)

沿岸漁業改善資金貸付決定取消通知書

団支第 号  
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付け貸付決定番号 年度第 号で貸付決定を行った沿岸漁業改善資金  
については、下記のとおり貸付決定を取消したので通知する。

記

- 1 資金の種類
- 2 取消し金額
- 3 取消し理由

別記第9号様式 (第8関係)

沿岸漁業改善資金借受者調査書

水産改良普及員氏名	
-----------	--

1 指導の経過

指導年月日	指導事項

2 評価と今後の指導留意事項

事業実施結果の評価	今後の指導留意事項

沿岸漁業改善資金の対象事業に対する指導及び実施結果について上記のとおり報告します。

年 月 日

広域本部長

熊本県知事

様

沿岸漁業改善資金貸付台帳  
( 県 用 )

貸付決定番号

年度( 年度)  
第 号

借受者	氏名又は名称及び代表者氏名		住所又は所在地				
資金の種類		貸付けの内容		貸付金	資金の交付日		
				千円	年( 年) 月 日		
連帯保証人	氏 名		住 所				
償 還 等	償 還		収 納 年 月 日	違 約 金			
	回 数	年 月 日		金 額	延滞日数	違約金額	収納年月日
	第1回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第2回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第3回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第4回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第5回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第6回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第7回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第8回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第9回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
第10回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日	
( 備 考 )				違約金利率		12.25%	
				据置期間		年	



別記第11号様式 (第9関係)

※ 受 付	事務再委託機関	年 月 日
	広域本部	年 月 日
	本 庁	年 月 日

沿岸漁業改善資金連帯保証人追加届

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

氏名又は名称 印  
及び代表者名

沿岸漁業改善資金借用証書 (貸付決定番号 年度第 号) 特約条項第6条第1項の規定に基づき、保証人の追加について請求がありましたので県に対して負担する債務に対して下記の者を連帯保証人として追加しましたのでお届けします。

記

追加連帯保証人住所	追加連帯保証人氏名	印







沿岸漁業改善資金貸付台帳  
( 県 用 )

貸付決定番号

年度( 年度)  
第 号

借受者	氏名又は名称及び代表者氏名		住所又は所在地				
資金の種類		貸付けの内容		貸付金	資金の交付日		
				千円	年( 年) 月 日		
連帯保証人	氏 名		住 所				
償 還 等	償 還		収 納 年 月 日	違 約 金			
	回 数	年 月 日		金 額	延滞日数	違約金額	収納年月日
	第1回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第2回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第3回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第4回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第5回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第6回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第7回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第8回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
	第9回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日
第10回	年( 年) 月 日	円	年( 年) 月 日	日	円	年( 年) 月 日	
( 備 考 )				違約金利率		12.25%	
				据置期間		年	